

社会福祉法人偕恵園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人偕恵園（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤の役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の役員の報酬等算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人偕恵園旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤「届出書」伝票を提出する。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第4条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した場合、独立行政法人福祉医療機構及び横浜市社会福祉協議会退職共済の規程に基づく退職金を支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した実績により支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、切り上げて1円単位とする。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
理 事 長	月額456,200円
理 事	月額456,200円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×2ヶ月
12月の賞与	報酬月額×2.5ヶ月

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会等への出席	12,450円
上記の他、法人等の業務のために出勤	

(2) 理事長

法人の非常勤理事長の報酬基準額は偕恵園給与規程俸給表（障害系）6級61号を基準とし、年間計画上の理事会・役員会及び監事監査、定例開催の管理運営会議に出席した場合は、月額10万円と交通費実費を支弁する。また、上記以外の不定期な勤務の場合は、交通費実費を支弁する。

(3) 理事

	日 額
理事会、評議員会等への出席	12,450円
上記の他、法人等の業務のために出勤	

(4) 監事

	日 額
監事監査等への出席	16,590円
上記の他、法人等の業務のために出勤	12,450円

(5) 非常勤役員等が評議員会、又は理事会に出席し、かつ同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表3の日額のみを支給する。